

添付法令資料 4 :

有限責任会社、財団法人及び協会の法人データの修正に係る申請手続に関する  
2017年10月11日付インドネシア共和国法務人権大臣規則 No.17 (目次)  
同年11月3日施行

第1章 総則 (第1条ないし第4条)

第2章 データ修正の提出手続

第1節 総則 (第5条)

第2節 有限責任会社の法人データの修正 (第6条ないし第8条)

第3節 財団法人の法人データの修正 (第9条ないし第11条)

第4節 協会の法人データの修正 (第12条ないし第14条)

第6章 (原文ママ) 雑則 (第15条)

第7章 経過規定 (第16条)

第8章 終則 (第17条)